

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部改正 (素案)の概要について

平成23年1月

都市計画部開発指導課

1 趣 旨

「川越市開発許可等の基準に関する条例」は、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域内の開発許可にあたり、その事務の執行に必要な事項について定めています。

この条例は平成18年5月18日に施行し、4年が経過しました。その間に、都市機能のコンパクト化を目的とした都市計画法の改正、農地利用の促進及び農地転用の抑制を柱とした農地法の改正があり、市街化調整区域における土地利用の制限が強化されています。

一方、市街化調整区域内での開発が急激に進んだ結果として、自然環境の保全や生活排水による河川等の水質悪化への対応が求められるようになりました。

また、近隣市においても、都市計画法改正の趣旨を踏まえ、同法第34条第11号に基づく開発許可の条例の見直しがされ、市街化調整区域の開発許可の規制が強化されています。

については、本条例の施行による過去4年間の開発の状況、都市計画法と農地法の改正の動向、自然環境の保全の必要性、近隣市における運用状況を踏まえ、以下のとおり見直しを行いました。

2 内 容

都市計画法第34条第11号の規定による条例第4条第1号及び第5条を廃止します。

なお、条例第4条第2号（旧既存宅地）については、引き続き開発行為を許可するよう措置します。

3 施行期日

川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、公布日からおよそ6か月の期間をおいて施行を予定しています。